

事業用太陽光発電（10-50kW）に関する
2019年度認定申請期限日後の申請について（お知らせ）

事業用太陽光発電（10-50kW）については、2019年5月31日付け「2019年度中のFIT認定の申請にかかる期限日について（お知らせ）」（資源エネルギー庁）において、2019年度中にFIT認定を得るための認定申請期限日を2019年12月20日（金）と設定しています。

また、現在、関係審議会において、事業用太陽光発電（10-50kW）については、2020年度から自家消費型の地域活用要件を設定する方向性で議論が進められています。この方向性は、現時点では経済産業省として決定したものではありませんが、仮に2020年度から地域活用要件を設定することになれば、認定時に当該要件に該当しているかどうかを審査する必要があることとなります。

事業用太陽光発電（10-50kW）であって、2019年12月21日（土）以降に新規認定を申請するものについては、上記2019年5月31日付けのお知らせのとおり、**2019年度の認定案件として認定できず、2020年度以降の認定案件として審査を行うこととなるため、上記方向性の制度変更があった場合には、当該変更を踏まえた新しい様式等に従って申請いただきますようお願い申し上げます。**新しい様式等については、2020年度の取扱いを経済産業省として決定し、関係するシステム改修等が完了した時点で、追ってお知らせします。

※ 住宅用太陽光発電、事業用太陽光発電（50-500kW）、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電の認定申請期限日以降の申請についても、2020年度以降に認定基準の変更等があった場合には、当該変更を踏まえた様式等により行っていただくことになる点を御承知おきください。

1. 事業用太陽光発電（10-50kW）の2019年度認定申請期限日について（再周知）

※ 下記の内容は、2019年5月31日付け「2019年度中のFIT認定の申請にかかる期限日について（お知らせ）」（資源エネルギー庁）においてお知らせした内容であり、変更はありません。

新規・変更認定申請期限日：**2019年12月20日（金）**

詳細については、以下のお知らせをご覧ください。

[2019年5月31日付け「2019年度中のFIT認定の申請にかかる期限日について（お知らせ）」（資源エネルギー庁）](#)

2. 関係審議会における議論

現在、関係審議会（再エネ主力電源化制度改革小委員会・調達価格等算定委員会）において、事業用太陽光発電（10-50kW）については、2020年度から自家消費型の地域活用要件を設定する方向性で議論が進められています。

詳細につきましては、当該審議会における配布資料を以下のHPにアップロードしておりますので、御参照ください。

○総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会
（再エネ主力電源化制度改革小委員会）

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/#saiene_shuryoku

○調達価格等算定委員会

<https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/index.html>

◆本件に関するお問合せ窓口

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、042-524-4261]

0570-03-8210（受付時間：平日の 9:20 から 17:20）

電話が繋がらない場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

以上